

## 上智大学図書館貴重資料及び準貴重資料の指定基準

制定 平成 14 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 上智大学図書館における貴重資料及び準貴重資料の指定基準を定める。

(指定)

第 2 条 貴重資料及び準貴重資料の指定は、第 3 条に掲げる基準に従い、図書館長がこれを行う。

2 図書館長は、前項に定めた貴重資料及び準貴重資料の指定を、必要に応じて解除することができる。

(指定基準)

第 3 条 貴重資料及び準貴重資料の指定基準は次によるものとする。

### I. 貴重資料指定基準

(1) 和書は慶長(1614年)以前の刊本及び写本

(2) 漢籍(東洋諸国のものを含む)は明代(1521年)正徳以前の刊本及び写本

(3) 洋書は 1700 年以前の刊本及び写本

(4) 前記の時代以後に印刷又は写本されたもので、伝来が極めて少なく、資料的・学術的価値が極めて高いと図書館長が認めたもの

### II. 準貴重資料指定基準

(1) 時代的には貴重資料に含まれないが、貴重資料に準ずる資料的・学術的価値があるもの

(2) 限定本、私家版、初版本、高額図書等で文化的・資料的価値が高いもの

(3) 著名人の自筆書き入れなどによって資料的価値が高められたと認められたもの

(4) 書画、古地図、版画などのうち、伝来が少なく、資料的価値又は芸術的価値があると認められるもの

(5) 手稿、文書、記録などのうち、資料的・学術的価値が高いと認められるもの

(6) 特定の集書として一括して取扱うもののうち、次に掲げるもの

① 一括して取扱うことによって資料的価値を生ずるもの

② 欠本を生じた場合に、集書としての価値を失い、かつ、補充が困難となるもの

(7) その他、図書館長が必要と認めたもの

### 附 則

この指定基準は、2002 年(平成 14 年)7 月 1 日から施行する。